

朝霞市公共施設等マネジメント実施計画(第2期)の策定について

■方針

第1期策定から約2年の経過であるため、大幅な変更は行わず、施設健全度や施設重要度などを再確認し、長寿命化対策の判定や、優先度の総合判定結果を見直す。

令和5年度

- ・施設点検及び施設カルテの更新

令和6年度

- ・令和5年度の更新等を踏まえ、施設健全度や施設重要度を確認
- ・改修等の優先順位の再評価
- ・改修計画の検討

■今年度の主な取り組み

①計画改訂支援業務委託業者の選定(令和5年7月～令和7年3月末)

入札時期 6月28日(5月8日〆切)

②情報収集

施設カルテ 9月下旬～11月中旬(まとめは令和6年1月頃)

施設点検 7月中旬～9月中旬(まとめは11月頃)

③庁内検討委員会の実施

令和5年度は3回を予定

第1回 5月24日14時～ 全員協議会室

第2回 10月頃予定

- ・進捗報告・策定支援業者の決定報告

第3回 令和6年2月予定

- ・進捗報告、施設カルテや施設点検の結果報告

④検討会議の設置

朝霞市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会設置要綱第6条に基づき、検討会議を設置し、議論を重ね、本委員会で適宜報告する。 ※主にマネジメント実施計画の改修計画の対象施設となっている所管課で組織することを想定

(検討会議)

第6条 第3条に規定する所掌事務の実施に必要な調査、研究、検討等を行うため、委員会に検討会議を置くことができる。

2 検討会議の会議員は、公共施設等を所管する課等の実務担当者(当該所管課等の長が指定する者をいう。)をもって充てる。